

ニュージーランド債券ファンド 2015-02(早期償還条項付)

愛称: キウイ王国2

単位型投信/海外/債券



●本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。

●ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

●ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行なう者]

日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時~午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

三井住友信託銀行株式会社(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

設定・運用は

日興アセットマネジメント

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「ニュージーランド債券ファンド 2015-02(早期償還条項付)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2014年12月26日に関東財務局長に提出しており、2015年1月11日にその効力が発生しております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
単位型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	年2回	オセアニア	ファミリー ファンド	なし

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。
 ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<委託会社の情報>

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月1日
資本金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	10兆448億円
	(2014年10月末現在)

ファンドの目的

主として、ニュージーランドドル建ての公社債に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

1

主として、ニュージーランドドル建ての公社債に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざします。

■マザーファンドを通じて、ニュージーランドドル建ての国債、地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債、社債などに投資を行ないます。

※ニュージーランド国外の発行体が発行するニュージーランドドル建ての公社債などを含まれます。

■原則として、為替ヘッジは行ないません。

2

2019年12月4日以前の営業日において、基準価額(分配金加算ベース)*が11,500円以上となった場合には、繰上償還します。

*以下、基準価額(分配金加算ベース)は、1万口当たり基準価額と設定来の1万口当たり収益分配金(税引前)累計額との合計額をさします。

■基準価額(分配金加算ベース)が、2019年12月4日以前の営業日に一度でも11,500円以上となった場合には、マザーファンドの組入比率を引き下げ、短期公社債などによる安定運用に移行後、繰上償還します。

3

2019年12月5日の基準価額(分配金加算ベース)が10,500円未満の場合には、信託期間を3年延長します。

■信託期間延長後は、2019年12月以降の各月末最終営業日において、基準価額(分配金加算ベース)が、10,500円以上となった場合には、マザーファンドの組入比率を引き下げ、短期公社債などによる安定運用に移行後、繰上償還します。

■信託期間延長後においても、信託期間終了日から起算して10営業日前の日の基準価額(分配金加算ベース)が10,500円未満の場合には、信託期間がさらに3年延長されます。それ以降も、同様の基準に基づいて信託期間延長の有無を判定します。

※上記は、1万口当たり償還価額と設定来の1万口当たり収益分配金(税引前)累計額との合計額が11,500円または10,500円以上になることを保証するものではありません。

※安定運用への移行後も繰上償還するまでは、基準価額は市況動向などの影響を受けるため、基準価額(分配金加算ベース)が11,500円または10,500円を下回ることがあります。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

魅力1

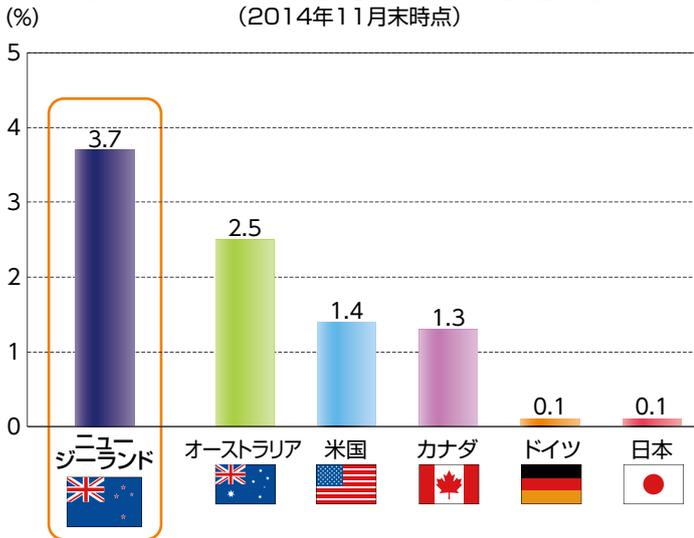
魅力的な金利水準とパフォーマンス



- ニュージーランド国債の利回りは、他の先進国の国債と比較して相対的に高く、魅力的な水準となっています。
- ニュージーランド国債は、2009年以降、ニュージーランドドル高や低金利政策などを背景に、比較的良好なパフォーマンスとなっています。

相対的に高い水準にある国債利回り

【ニュージーランドと主要先進国の5年国債利回り】
(2014年11月末時点)

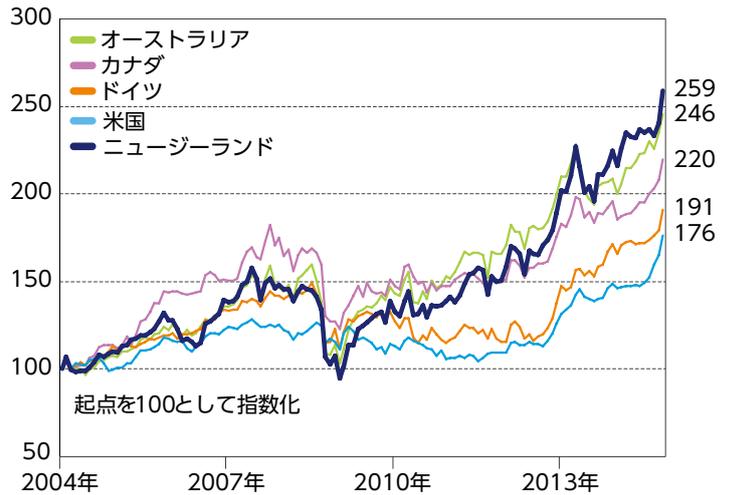


信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成

※上記グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

ニュージーランド国債は上昇傾向

【ニュージーランドと主要先進国の国債インデックス(円ベース)の推移】
(2004年1月末～2014年11月末)



シティ世界国債インデックス(為替ヘッジなし・円ベース)の各国インデックス(ニュージーランドは参考市場インデックス)を使用

魅力2

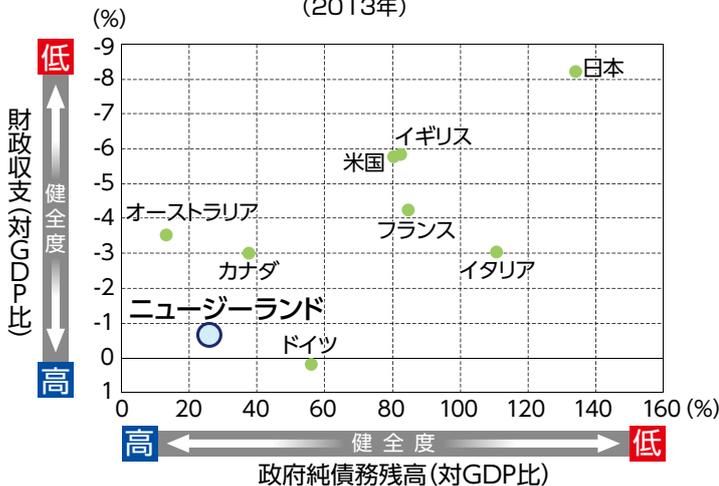
健全な財政を背景とした高い信用力



- ニュージーランドは、主要先進国の中でも財政赤字や政府債務の水準が相対的に低く、財政の健全性が高い国です。
- 同国は、大手格付会社であるムーディーズによりAaaの信用格付(自国通貨建て長期債務)を付与されており、国際的にみても高い信用力を有しています。

財政の健全性が高いニュージーランド

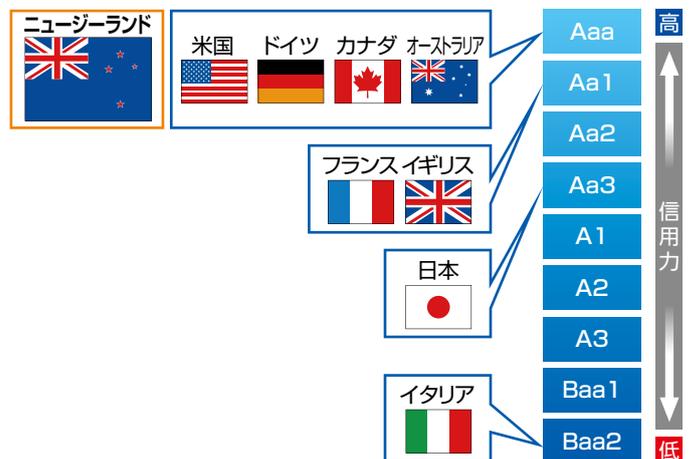
【ニュージーランドと主要先進国の財政収支と政府純債務残高】
(2013年)



出所:IMF「World Economic Outlook, October 2014」

高い信用力をもつニュージーランド

【ニュージーランドと主要先進国の国債格付】
(2014年11月末時点)



注:上記の各国の格付は、ムーディーズが自国通貨建て長期債務に付与したもの

※上記グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

魅力3

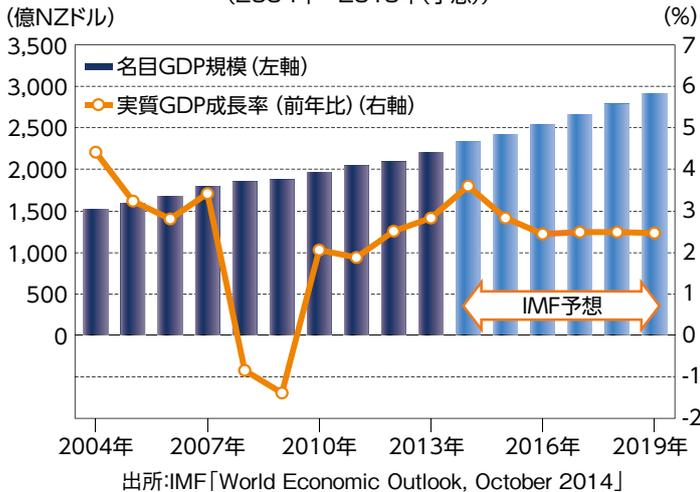
緩やかに拡大するニュージーランド経済



- ニュージーランド経済は、リーマン・ショックなどの影響により景気が低迷した2008年や2009年を除き、概ね堅調な推移となっており、今後も安定した成長が見込まれています。
- 2011年のクライストチャーチ地震の復興需要や近年の移民流入などを背景に、個人消費や住宅投資などの内需が拡大していることに加え、乳製品を中心とした輸出(外需)も増加していることなどから、足元の景気は好調に推移しています。

緩やかな経済成長を続けるニュージーランド

【ニュージーランドの名目GDP規模および実質GDP成長率の推移】
(2004年～2019年(予想))

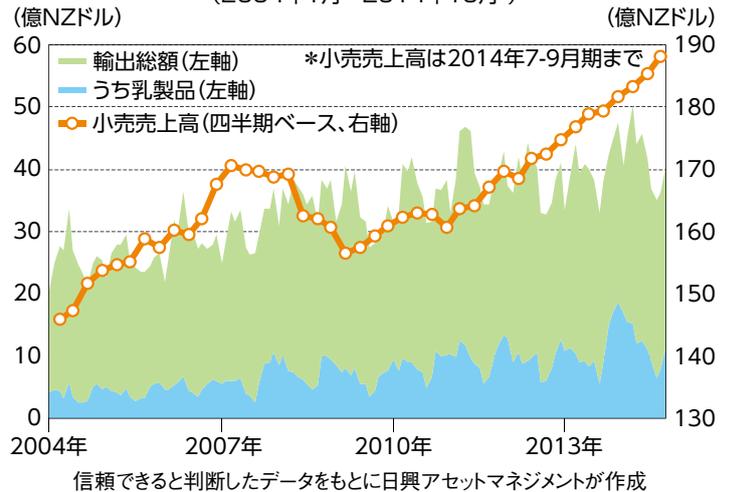


出所:IMF「World Economic Outlook, October 2014」

※上記グラフ・データは過去のものおよび予想であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

足元の国内景気は好調

【輸出総額と小売売上高の推移】
(2004年1月～2014年10月*)



信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成

魅力4

上昇傾向にあるニュージーランドドル



- ニュージーランドドルは、堅調な国内経済や中国への乳製品の輸出拡大などを背景に、2012年以降、上昇傾向が続いています。
- また足元では、堅調な国内経済に伴うインフレ圧力の高まりなどを背景に、同国は他の先進国に先駆けて金融引き締め政策に転じ、2014年3月以降、7月にかけて4会合連続で利上げを行ないました。その後、政策金利は据え置かれているものの、先進国の中でも相対的に高い金利水準となっていることから、今後もニュージーランドドルの下支え要因になると考えられます。

上昇傾向が続いてきたニュージーランドドル

【ニュージーランドドルと主要先進国通貨の推移(対円)】
(2004年1月末～2014年11月末)



信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成

※上記グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

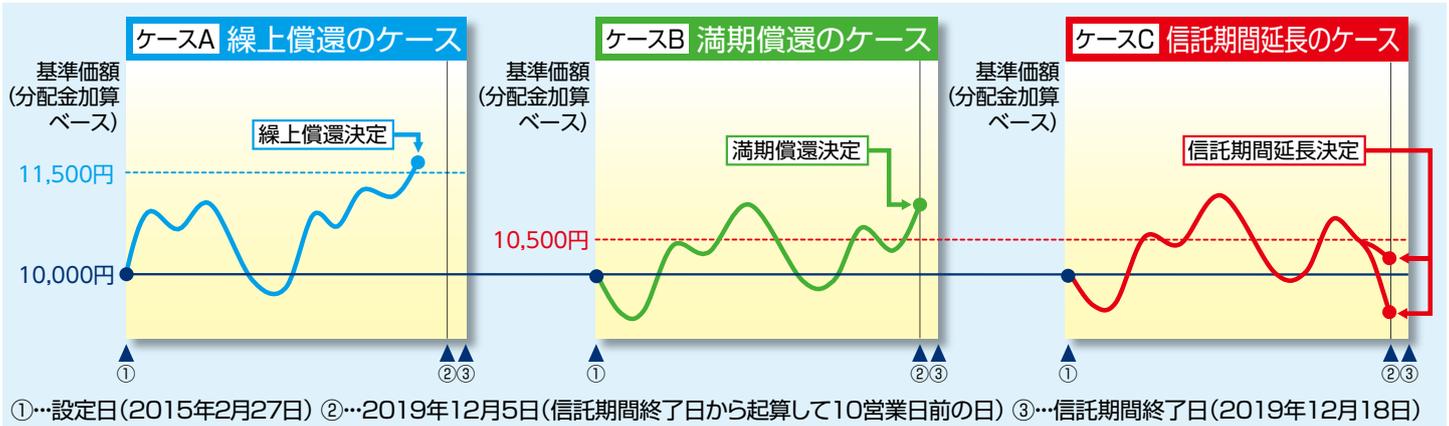
利上げサイクルに入ったニュージーランド

【ニュージーランドの政策金利と消費者物価指数の推移】
(2004年1月末～2014年11月末*)



償還ルールについて

- 基準価額(分配金加算ベース)が、2019年12月4日以前の営業日に一度でも11,500円以上となった場合には、マザーファンドの組入比率を引き下げ、短期公社債などによる安定運用に移行後、繰上償還します(ケースA)。
- 2019年12月5日(信託期間終了日から起算して10営業日前の日)の基準価額(分配金加算ベース)が10,500円以上の場合には満期償還(ケースB)、10,500円未満の場合には、信託期間延長となります(ケースC)。



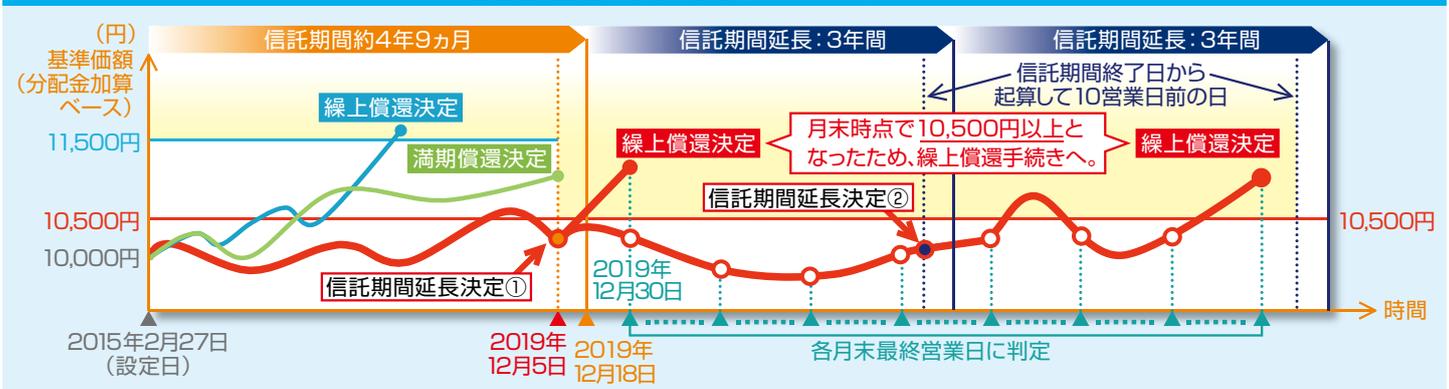
※上記は「償還ルール」について説明するためのイメージ図です。

- ※基準価額(分配金加算ベース)の11,500円および10,500円は、あくまで繰上償還または満期償還の有無を判定するための水準であり、基準価額(分配金加算ベース)が11,500円または10,500円以上となることを示唆あるいは保証するものではありません。
- ※基準価額(分配金加算ベース)が2019年12月4日以前の営業日において11,500円以上となった場合には、安定運用に移行します。安定運用への移行後も繰上償還するまでは、基準価額は市況動向などの影響を受けるため、基準価額(分配金加算ベース)や1万口当たり償還価額と設定来の1万口当たり収益分配金(税引前)累計額との合計額が11,500円を下回ることがあります。

信託期間延長(運用継続)と償還について

- 当ファンドは、信託期間が約4年9ヵ月の投資信託です。ただし、2019年12月5日(信託期間終了日から起算して10営業日前の日)の基準価額(分配金加算ベース)が10,500円未満の場合には、信託期間が3年延長されます。
 - 信託期間延長後は、2019年12月以降の各月末最終営業日に判定を行ない、基準価額(分配金加算ベース)が10,500円以上となった場合には、繰上償還します。
 - 信託期間延長後においても、信託期間終了日から起算して10営業日前の日の基準価額(分配金加算ベース)が10,500円未満の場合には、信託期間がさらに3年*延長されます。それ以降も、同様の基準に基づいて信託期間延長の有無を判定します。
- *3年後の応当日が休業日の場合、翌営業日が信託期間終了日となります。

信託期間延長と償還までのイメージ



- ※基準価額(分配金加算ベース)の11,500円および10,500円は、あくまで繰上償還または満期償還の有無を判定するための水準であり、基準価額(分配金加算ベース)が11,500円または10,500円以上となることを示唆あるいは保証するものではありません。
- ※基準価額(分配金加算ベース)が2019年12月4日以前の営業日において11,500円または2019年12月以降の各月末最終営業日において10,500円以上となった場合には、安定運用に移行します。安定運用への移行後も繰上償還するまでは、基準価額は市況動向などの影響を受けるため、基準価額(分配金加算ベース)や1万口当たり償還価額と設定来の1万口当たり収益分配金(税引前)累計額との合計額が11,500円または10,500円を下回ることがあります。

【ご参考】満期償還の判定について

- 当ファンドでは、信託期間終了日から起算して10営業日前の日に、基準価額(分配金加算ベース)の水準に基づき、満期償還の有無を判定します。初回の判定日は2019年12月5日です。
- 信託期間延長後、満期償還の有無を判定する日は、各信託期間ごとに上述の基準によって求められます。

「信託期間終了日から起算して10営業日前の日」のイメージ<例>
(信託期間終了日が2019年12月18日のケース)



※上記は、満期償還の判定日について説明するためのイメージ図です。

投資対象について

- 当ファンドでは、主にニュージーランドドル建ての公社債に分散投資を行ないます。
- ニュージーランド国債の市場規模は、財政状況が比較的良好であることなどから、それほど大きくないものの、震災復興のための一時的な資金需要などを背景に、近年、拡大しました。

当ファンドの主な投資対象

原則として、取得時においてBBB-格相当以上のニュージーランドドル建ての公社債に投資を行ないます。

※ニュージーランド国外の発行体が発行するニュージーランドドル建ての公社債などを含みます。

国債

地方債
政府保証債*1
政府機関債

国際機関債*2

社債

*1 政府保証債とは、政府が元利金の支払いについて保証をしている債券です。
*2 国際機関債とは、世界の公的な国際機関が発行する債券です。

近年、国債の市場規模は拡大

【ニュージーランド国債の市場規模と外国人投資家の保有比率の推移】
(2004年1月末～2014年10月末)

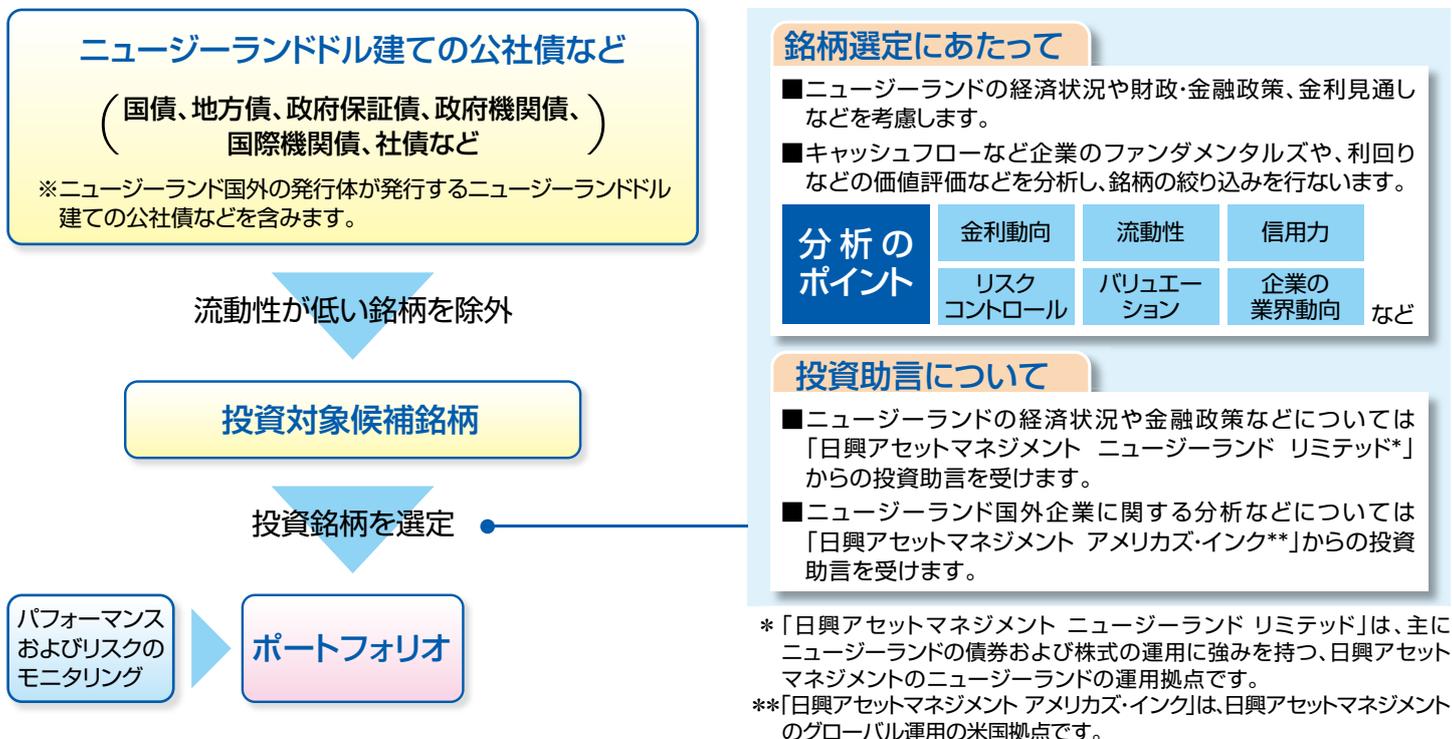


シティ世界国債インデックス(ニュージーランド、参考市場)の時価総額を使用信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成

※上記グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

運用プロセス

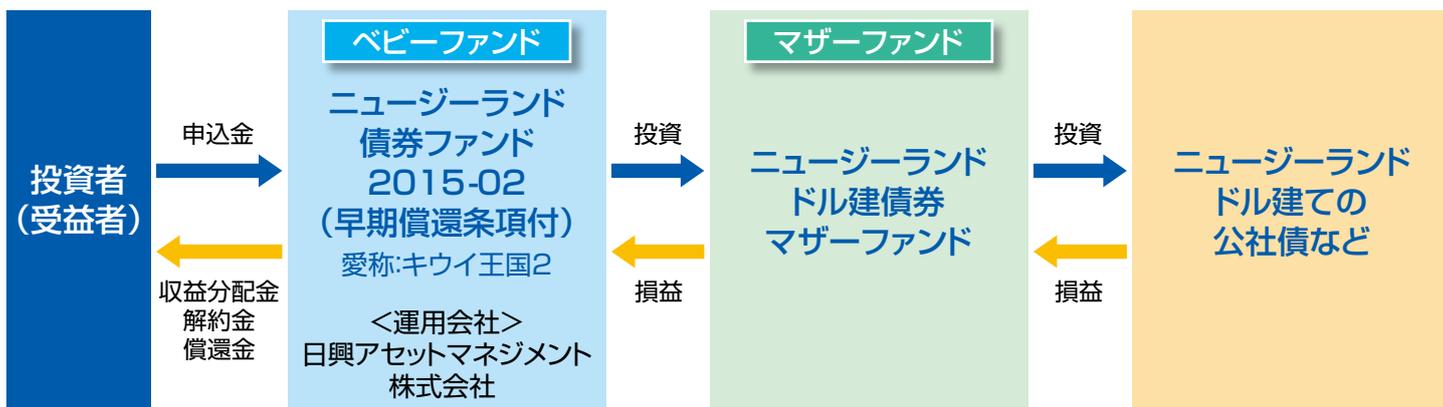
■当ファンドの運用は日興アセットマネジメントが行ないます。その際、「日興アセットマネジメント ニュージーランド リミテッド」および「日興アセットマネジメント アメリカズ・インク」の投資助言を受けます。



※上記運用プロセスは2014年11月末現在のものであり、将来変更になる可能性があります。

ファンドの仕組み

■当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



〈主な投資制限〉

- 株式への実質投資割合は、信託財産の総額の10%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

〈分配方針〉

- 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- 公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

- 公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

為替変動リスク

- 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

有価証券の貸付などにおけるリスク

- 有価証券の貸付行為などにおいては、取引相手先リスク(取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されたりするリスク)を伴ない、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。貸付契約が不履行や契約解除の事態を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて清算手続きを行なう場合においても、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、不足金額をファンドが負担することにより、その結果ファンドに損害が発生する恐れがあります。

〈繰上償還に関する事項〉

- 2019年12月4日以前に1万口当たり基準価額と設定来の1万口当たり収益分配金(税引前)累計額との合計額が11,500円以上となった場合には、信託約款の規定に基づき、繰上償還します(1万口当たり償還価額と設定来の1万口当たり収益分配金(税引前)累計額との合計額が11,500円以上であることを保証するものではありません。)
- 11,500円は、あくまでも安定運用に切り替えるための価額水準であり、ファンドの1万口当たり基準価額と設定来の1万口当たり収益分配金(税引前)累計額との合計額が11,500円以上となることを示唆あるいは保証するものではありません。また、安定運用に切り替えるまでの債券の価格、為替の変動の影響などにより、1万口当たり基準価額と設定来の1万口当たり収益分配金(税引前)累計額との合計額が11,500円以上となった日の翌営業日以降(安定運用への切り替え完了後も含みます。)の1万口当たり基準価額と設定来の1万口当たり収益分配金(税引前)累計額との合計額が11,500円を下回る場合があります。

〈信託期間延長および信託期間延長後の繰上償還に関する事項〉

- 信託期間終了日(信託期間中に信託期間終了日を延長した場合は、当該延長後の信託期間終了日とします。以下同じ。)から起算して10営業日前の日において、1万口当たり基準価額と設定来の1万口当たり収益分配金(税引前)累計額との合計額が10,500円未満となる場合には、信託期間を3年延長します。
- 信託期間終了日から起算して10営業日前の日において、1万口当たり基準価額と設定来の1万口当たり収益分配金(税引前)累計額との合計額が10,500円未満となる場合には、信託期間の延長を繰り返しますので想定以上に信託期間が長くなる場合があります。
- 信託期間を延長した場合、2019年12月以降の各月末最終営業日において1万口当たり基準価額と設定来の1万口当たり収益分配金(税引前)累計額との合計額が10,500円以上となった場合には、信託約款の規定に基づき、繰上償還します(1万口当たり償還価額と設定来の1万口当たり収益分配金(税引前)累計額との合計額が10,500円以上であることを保証するものではありません。)
- 10,500円は、あくまでも安定運用に切り替えるための価額水準であり、ファンドの1万口当たり基準価額と設定来の1万口当たり収益分配金(税引前)累計額との合計額が10,500円以上となることを示唆あるいは保証するものではありません。また、安定運用に切り替えるまでの債券の価格、為替の変動の影響などにより、1万口当たり基準価額と設定来の1万口当たり収益分配金(税引前)累計額との合計額が10,500円以上となった日の翌営業日以降(安定運用への切り替え完了後も含みます。)の1万口当たり基準価額と設定来の1万口当たり収益分配金(税引前)累計額との合計額が10,500円を下回る場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

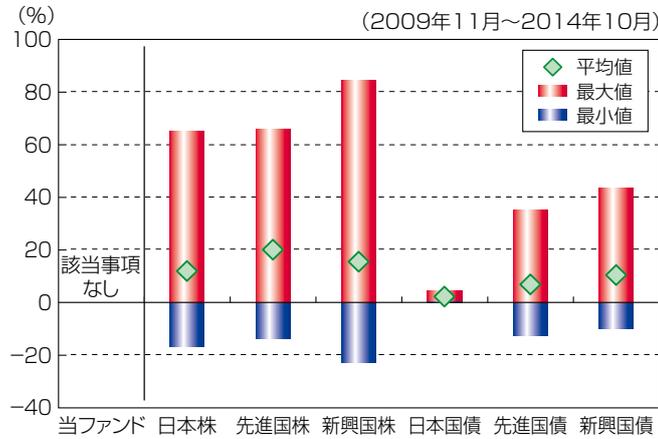
リスクの管理体制

- リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理および法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2014年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	-	12.1%	20.3%	15.7%	2.3%	7.1%	10.4%
最大値	-	65.0%	65.7%	83.9%	4.1%	34.9%	43.7%
最小値	-	-17.0%	-13.6%	-22.8%	0.4%	-12.7%	-10.1%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2009年11月から2014年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、当ファンドは直近1年間の騰落率がないため、表示していません。

<各資産クラスの指数>

日本株 …… 東証株価指数 (TOPIX、配当込)

先進国株 …… MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込、円ベース)

新興国株 …… MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込、円ベース)

日本国債 …… NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス 国債

先進国債 …… シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債 …… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

ファンドの運用は、2015年2月27日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有しておりません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	1口当たり1円
購入代金	購入申込期間の最終日(2015年2月26日)までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	<購入> 購入申込期間の最終日(2015年2月26日)の販売会社所定の時間までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを購入申込受付分とします。 <換金> 原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	2015年1月13日から2015年2月26日までとします。
換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、換金の申込日がニュージーランド証券取引所の休業日に該当する場合は、換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金制限	ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	2019年12月18日まで(2015年2月27日設定) ※信託期間終了日(信託期間中に信託期間終了日を延長した場合は、当該延長後の信託期間終了日とします。以下同じ。)から起算して10営業日前の日において、1万口当たり基準価額と設定来の1万口当たり収益分配金(税引前)累計額との合計額が10,500円未満となる場合には、信託期間を3年延長します。 ※信託期間終了日から起算して10営業日前の日において、1万口当たり基準価額と設定来の1万口当たり収益分配金(税引前)累計額との合計額が10,500円未満となる場合には、信託期間の延長を繰り返します。 ※なお、信託期間を延長する場合、受益者への書面決議の手続きは行ないません。
繰上償還	2019年12月4日以前の営業日において、1万口当たり基準価額と設定来の1万口当たり収益分配金(税引前)累計額との合計額が11,500円以上となった場合は、繰上償還します。 信託期間延長後、2019年12月以降の各月末最終営業日において、1万口当たり基準価額と設定来の1万口当たり収益分配金(税引前)累計額との合計額が10,500円以上となった場合は、繰上償還します。 また、次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・ファンドの純資産総額が10億円を下回るようになった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年1月18日、7月18日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回、分配方針に基づいて分配を行ないます。
信託金の限度額	500億円
公告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページ アドレス http://www.nikkoam.com/ ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎期決算後および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額(1口当たり1円)に対し2.16%(税抜2%)以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対し年率1.3392%(税抜1.24%) 運用管理費用は、毎計算期末、ならびに換金時または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 <運用管理費用の配分(年率)>														
	<table border="1"> <tr> <th colspan="4">運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率</th> </tr> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> <tr> <td>1.24%</td> <td>0.55%</td> <td>0.65%</td> <td>0.04%</td> </tr> </table>			運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率				合計	委託会社	販売会社	受託会社	1.24%	0.55%	0.65%	0.04%
運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率															
合計	委託会社	販売会社	受託会社												
1.24%	0.55%	0.65%	0.04%												
	委託会社	委託した資金の運用の対価													
	販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価													
	受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価													
	※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。 ※マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける運用管理費用の中から支払います。														
その他の 費用・手数料	諸費用 (目論見書の 作成費用など)	ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額 ①目論見書などの作成および交付に係る費用、②運用報告書の作成および交付に係る費用、③計理およびこれに付随する業務に係る費用(①～③の業務を委託する場合の委託費用を含みます。)、④監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。													
	売買委託 手数料など	組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息、立替金の利息および貸付有価証券関連報酬(有価証券の貸付を行なった場合は、信託財産の収益となる品貸料に0.54(税抜0.5)を乗じて得た額)などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。													

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
 少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2014年12月26日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

nikko am